



## 徘徊高齢者対策

松田 由雄

問 近年、少子高齢化が急速に進むに当たって、認知症高齢者の増加が見込まれ、市でも認知症高齢者が徘徊（はいかい）し、行方不明になるケースが発生している。と、搜索マニュアルの中にも書いてあるが、老老介護の家庭についての対応は含まれているのか。

健康福祉部長 徘徊の恐れがある高齢者の方とそのご家族が安心して地域で暮らせるように支援を行うものですので、老老介護のご家庭も当然含まれます。

問 老老介護の場合は、プライバシーの問題もあって、なかなか家庭に入り切れなく、行方不明になるということもあるが、あまり詳しく行動マニュアルには書いていないと思う。これからこれを発展させていって、そういう対応も検討してほしいと思うがどうか。

健康福祉部長 検討させていただきま

### 正しい知識を発信しては

問 認知症という病気に対する偏見や知識不足から、家族に認知症

の家族がいることについて、なかなか受け入れることが困難な場合がある。正しい知識を市の方からも発信してほしいと思うがどうか。

健康福祉部長 そのようにしたいと思います。

問 GPSを利用した、24時間365日対応の位置情報探索システムについて、普及していく上で、生活保護世帯、市民税非課税世帯、4月から6月の場合は前年度市民税非課税世帯に属する人には、軽減措置を講じ、その上で有効利用いただくべきと思うがどうか。

市長 これから高齢化に向けて、まだまだ認知症対応を手厚くする必要があるので、安心して暮らせる高齢化（社会）、それから家族、そういったものを目指して、充実を図っていききたいと思います。もう少し研究させてください。

### ◎その他の一般質問

・仙台空港の民営化  
・新火葬場建設計画等に関して

問 岩沼市営住宅条例に「入居予定者は、2名の連帯保証人を立てなければならない」とあり、また「連帯保証人は、市内に居住し」とあるが、親族等も亡くしている被災者も多いことから「市長が特別の事情があると認める入居予定者については、この限りでない」の条文に該当するものとして緩和すべきではないか。

市長 特別な事情ということでは、被災者に限り連帯保証人を1名とするよう前向きに検討し、また、原則、困難な場合に限り、市外にお住まいの方も連帯保証人と認めるような、柔軟な対応をしたいと考えてます。

### 滞納でも入居させるべき

問 入居資格要件に「市町村民税などを滞納している時は入居できない」とされているが、被災者の居住の安定を図るため、機械的に運用せず入居させるべきではないか。

市長 個別の事情でやむを得ないと判断した場合には、完納誓約書

や分納誓約書、契約書とかを提出していただくことにより入居を可能とするなどで対応していきたいと考えます。

問 災害危険区域内の住民に78万円を上限に引越し代が補助されているが、税の滞納者でも納税計画を示せば補助されるようにすべきではないか。

健康福祉部長 東日本大震災に伴う住宅再建等支援の補助要項の例外規定に「確実に未納額の全額を納付する計画書の提出が確認できた場合は補助することもできる」ということです。

問 仮設住宅のエアコンなどの備品の移設費用を支援すべきでないか。

健康福祉部長 宮城県の備品の無償譲渡の条件として、移設費用は入居者の個人負担であるとされていますので、市としても個別に移設費用の補助を行うことは考えていません。

### ◎その他の一般質問

・教育行政  
・西小学校のマンモス化対策



## 災害公営住宅入居に関する被災者支援

渡辺 ふさ子